

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和四年五月六日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

第二号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和四年五月六 日	指定の年月日
埼玉県児玉郡上里町大字金久保字神清寺五百一 番一	指定に係る道路の位置
六十四・二五	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
五・五〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)